

6-1. 引き上げ分の地方消費税収の充当事業

平成26年4月からの消費税率の引き上げにより、地方消費税交付金の社会保障財源分を充てる
社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 102,057千円

(歳出) 社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費

※社会保障4経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化
に対処するための経費

【歳出内訳】

単位：千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 消費税交付金	その他
社会 福祉	障害福祉事業	227,190	142,948	0	0	0	84,242
	高齢福祉事業	91,947	177	0	0	20,000	71,770
	児童福祉事業	325,999	214,563	0	0	32,057	79,379
	小計	645,136	357,688	0	0	52,057	235,391
社会 保険	国民健康保険事業	59,240	42,645	0	0	0	16,595
	介護保険事業	116,608	4,788	0	0	20,000	91,820
	後期高齢者医療保険事業	124,119	15,557	0	0	10,000	98,562
	小計	299,967	62,990	0	0	30,000	206,977
保健 衛生	医療助成事業	56,892	26,324	0	0	0	30,568
	疾病予防対策事業	91,232	4,413	0	0	20,000	66,819
	健康増進事業	373	40	0	0	0	333
	小計	148,497	30,777	0	0	20,000	97,720
合計		1,093,600	451,455	0	0	102,057	540,088

6-2. 入湯税の使途状況

入湯税は、目的税であり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるとされています。

単位：千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
観光 振興	観光振興事業 (観光PR事業)	1,286	0	0	0	225	1,061